

しん しんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど
心身障害者扶養共済制度に
か にゅう
加入している
みなさま
皆様へ

か にゅう しゃ ねん きん かんり しゃ
加入者・年金管理者



しん しんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど
心身障害者扶養共済制度に
てつづ どう
かかるお手続き等に
かん
関するお知らせです

制度について

必要な手続き

掛金額等について

心身障害者扶養共済制度とは？

●この制度は…

障害のある方の保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が自らの生存中に毎月一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡したときなどに、障害のある方に終身一定の年金を支給するという任意加入の制度です。

●年金額は…

1口加入の場合……月額2万円(年間24万円)

2口加入の場合……月額4万円(年間48万円)

心身障害者扶養共済制度にかかる年金請求のモレがないようにご注意ください。

心身障害者扶養共済制度は、加入者の方がお亡くなりになった場合などに、障害をお持ちの方に、年金をお支払いするという制度ですので、年金請求手続きはご加入者以外の方が行うこととなります。

このため、せっかく当制度に加入していても、周囲の方がこの制度に加入していることを、ご存知でなければ、年金を受取ることができない事態となってしまう可能性があります。

そのようなことのないように、あらかじめ障害をお持ちのご本人・年金管理者(右ページ参照)・その他のご家族・ご親族などに、この共済制度に加入していることや、どのようなときに手続きが必要なのかをお知らせしておいてください。



掛金免除となっている場合注意

掛金が免除になっている方は、毎月の掛金を支払っていないために、心身障害者扶養共済制度に加入していることを忘れてしまうことがあります。制度に入っていることを忘れないようにし、手続きが遅延しないよう、十分ご注意ください。

年金管理者とは？

障害をお持ちの方が本人が、年金の請求手続きや、管理が困難であると思われる場合は、年金を受領し管理する「年金管理者」をあらかじめ指定することができます。

また、ご事情により指定した後に他の方に変更することも可能です。

確実な年金管理が行なえるよう、年金管理者の指定をご検討ください。

年金管理者をお引受けいただいている方へ

扶養共済制度にかかる年金管理者をお引受けいただきありがとうございます。

年金管理者の方には

【年金受給前】	年金請求手続き
【年金受給開始後】	障害をお持ちの方が受取る年金の管理
	障害をお持ちの方の現況届
	住所変更等の各種届出
	障害をお持ちの方の死亡届 等

にかかる協力をお願いいたします。

※ご加入の都道府県・指定都市により、手続き方法が異なる場合がありますので、詳細は都道府県・指定都市にご確認ください。

加入者・障害をお持ちの方のご意志をお汲み取りいただき確実に障害をお持ちの方が年金を受取ることができるよう協力ください。

なお、加入者の方がご病気などのご事情で各種手続き(次ページ参照)をとることができない場合がありますので年金請求前にあっても、ご配慮・ご協力いただけますようお願いいたします。

このようなときは お手続きが必要です

※掛金が免除となっている加入者の方においても、お手続きは必要です。

加入者死亡／重度障害

年金は、加入者（保護者）がお亡くなりになった、または、重度障害になった月の分からお支払いします。

ただし、年金請求手続きをしていただかなければ、年金をお支払することができませんので、すみやかにお手続きください。

必要書類

- 年金給付請求書
（所定の様式があります）
- 死亡診断書・住民票の写しなど

ご注意

- 加入者や障害をお持ちの方に故意又は重大な過失があった場合は、年金が支給されないことがあります。
- 重度障害とされる状態は、条例に定める要件に該当していると認められた場合のみとなっています。
- 掛金は亡くなられた月の分まで必要です。

年金支給開始

必要な手続き

障害者死亡

障害をお持ちの方がお亡くなりになった場合、加入期間に応じて「弔慰金」をお支払します。

必要書類

- 弔慰金給付請求書
（所定の様式があります）
- 住民票の写しなど

ご注意

- 加入期間が一年以上の方を対象としています。
- 掛金は亡くなられた月の分まで必要です。

弔慰金支給

氏名変更

住所変更

年金管理者 指定・変更

制度からの脱退

その他

- 加入者・障害をお持ちの方・年金管理者の氏名や住所などの変更
- 年金管理者をあらたに指定したり、変更する場合等お手続きの窓口で、各種の届け出を行ってください。

※ご加入の都道府県・指定都市により、手続き方法が異なる場合がありますので、詳細は都道府県・指定都市にご確認ください

掛金について

- ①掛金は、各自治体が定める方法で所定期日までにお支払いください。
- ②掛金の額は、加入時期及び、加入時における加入者年齢により
- ③加入者の年齢は、毎年度の初日(4月1日)における年齢で計つては昭和61年度当初の年齢)
- ④一定の期間、掛金を滞納されると加入者の地位を失うこととな
なお、滞納により加入者の地位を失った場合でも、滞納されてい
- ⑤掛金の額は、制度改正に伴って改訂されることがあります。
- ⑥既に払い込んだ掛金は返還されません。

●掛金の免除

掛金は次の「要件1」「要件2」の両方に該当するまで払込んで
は不要です。

要件1 加入日(口数追加分については口数追加日)から20年

要件2 加入日(口数追加分については口数追加日)から加入者が4月1日時点で満

例) ①上記「要件1」が「要件2」より先に到来する場合 昭和54年11月8日生まれ

要件1		
加入者生年月日	加入	加入期間20年経過
昭和54年11月8日	平成21年2月1日	平成41年2月1日

②上記「要件1」が「要件2」より後に到来する場合 昭和20年11月8日生まれの方

要件2		
加入者生年月日	加入	65歳
昭和20年11月8日	平成21年7月1日	平成22年11月8日

●掛金の減免

掛金の納付が困難な方に対して掛金の減免を行っている都道府

さい。

1口あたりの金額が決まっています。

算されています。(昭和60年度以前に加入した場合の1口目に

りますので、ご注意ください。

る期間の掛金はお支払いいただくこととなります。

ください。「要件1」「要件2」の両方に該当した後は掛金の払込み

65歳である年度(4月1日から翌年3月31日まで)の加入応当日の前日までの期間

の方が、平成21年2月に加入した場合は、平成58年2月から掛金の支払いは不要となります。

要件2		
65歳	年度当初の年齢が65歳	応当月(加入月と同じ)
平成56年11月8日	平成57年4月1日	平成58年2月

が、平成21年7月に加入した場合は、平成41年7月から掛金の支払いは不要となります。

要件2		
年度当初の年齢が65歳	応当月(加入月と同じ)	加入期間20年経過
平成23年4月1日	平成23年7月1日	平成41年7月1日

掛金額等について

弔慰金について

- ①1年以上加入した後、加入者の方より先に障害のある方が死亡したときは、弔慰金として加入期間等に応じて、下記の額の一時金が支給されます。(既に払い込んだ掛金は返還されません)
- ②弔慰金の額は、制度改正に伴って改訂されることがあります。

加入時期 死亡時期	平成19年度以前加入		平成20年度 以降加入
	障害者死亡日		
	平成19年度以前	平成20年度以降	
加入年月	平成19年度以前	平成20年度以降	
1年以上5年未満	20,000円	30,000円	50,000円
5年以上20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
20年以上	100,000円	150,000円	250,000円

(平成27年4月1日現在)

脱退一時金について

- ①5年以上加入した後に、この制度から脱退したときは、脱退時期、加入期間に応じて、次の脱退一時金が口数毎に支給されます。(既に払い込んだ掛金は返還されません)
- ②脱退一時金の額は、制度改正に伴って改訂されることがあります。

加入時期 脱退時期	平成19年度以前加入		平成20年度 以降加入
	脱退日		
	平成19年度以前	平成20年度以降	
加入年月	平成19年度以前	平成20年度以降	
5年以上10年未満	30,000円	45,000円	75,000円
10年以上20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
20年以上	100,000円	150,000円	250,000円

(平成27年4月1日現在)

県・指定都市もあります。くわしくは窓口でおたずねください。

加入者氏名	
障害者氏名	
加入番号	
加入年月日	

※年金管理をお引き受けいただく際などのメモ欄としてご使用ください。
なお、個人情報となりますので、お取扱いには十分ご配慮ください。

てつづ そうだん まどぐち お手続き・ご相談の窓口

せいど とどうふけん していとし じょうれい
この制度は都道府県・指定都市の条例に
もとづいて実施されています。

てつづ そうだん
お手続き、ご相談は、

- し くちょうそん 市区町村
- ふくし じ むしよ 福祉事務所
- とどうふけん していとし しょうがいふくし たんどうふしよ とう 都道府県・指定都市障害福祉担当部署 等

で、お受けしています。

こじんじょうほう とりあつ 個人情報の取扱い

しんしんしょうがいしゃ ふよう きょうさいせいど もと とどうふけん
心身障害者扶養共済制度に基づき、都道府県
していとし し え かにゆうしゃ ほ ごしゃ しょうがい
指定都市が知り得る加入者（保護者）、障害の
かたおよ ねんきん かんり しゃ こ じんじょうほう ほんじょうれい
ある方及び年金管理者の個人情報は、本条例
の定める利用目的以外に使用することはありません。



どくりつぎやうせいほうじん ふくし い りやう き こう
独立行政法人 福祉医療機構 R100
(平成27年4月1日作成)

※独立行政法人福祉医療機構は、顧客情報の取扱いについて適切に保管・
廃棄等の管理を行っており、業務を遂行するため以外には利用しません。